

外貨普通預金 商品概要説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面と同一の内容です。)

この書面を十分にお読みください。

- 外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
- 外貨普通預金は為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

▶ 手数料（概要）と元本欠損リスクについて

- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円、1英ポンドあたり4円、1スイスフランあたり90銭）がかかります（お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。

したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円、1英ポンドあたり8円、1スイスフランあたり1円80銭）がかかるため、お受取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

また、お預入・お引出方法や通貨により手数料が異なるため、全ての手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。

▶ 為替変動および元本欠損リスクについて

- 外貨普通預金には、世界中で生じる政治・経済的な要因のほか、さまざまな要因による為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

▶ 信用および元本欠損リスクについて

- 外貨普通預金には、当行の信用状況によっては、お客さまが損失を被るリスクがあります。

▶ 流動性リスクについて

- 外貨普通預金には、外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に、お預入れや払戻しに応じられないリスクがあります。

〔商品の概要〕

商品名	外貨普通預金
商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。
預金保険	外貨普通預金は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客さま（ただし、原則未成年は対象外とします。また、当行がお客さまの適合性を確認した結果、お客さまのご意向に添えない場合があります。）
期間	期間の定めはありません。
預入 （１） 預入方法 （２） 最低預入額 （３） 預入単位 （４） 預入通貨 （５） その他	<p>随時お預入れいただけます。</p> <p>１ 通貨単位</p> <p>１ 補助通貨単位まで預入可能</p> <p>米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、英ポンド、スイスフラン</p> <p>お預入れいただくにあたって、上限額はありませぬ。</p>
払戻方法	随時払出し。
利息 （１） 適用利率 （２） 利払方法 （３） 計算方法	<p>変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります。</p> <p>毎日の店頭表示の利率を適用します。適用利率については、通貨種類によって異なるため、窓口にお問い合わせください。</p> <p>利息決算日は、毎年２月と８月の第３土曜日の翌営業日の前日とし、決算日までの利息は、決算日の翌営業日にお支払いいたします。</p> <p>毎日の最終残高について付利単位を原則１通貨単位とした１年を３６５日とする日割計算により算出します。</p>
税金について	<p>■ 利子所得について</p> <p>法人のお客さま</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>総合課税（国税 15.315%のみ）として課税されます。</p> </div> <p>個人のお客さま</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）として課税されます。</p> </div> <p>平成 25 年 1 月 1 日以降、国税には復興特別所得税が課され、15.315%が適用されています。</p>

税金について	<ul style="list-style-type: none"> ■ お利息はマル優の対象外です。 ■ 為替差益への課税 (法人のお客さま) 総合課税 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得との損益通算はできません。 ■ 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。ようようお願い申し上げます。
手数料および適用相場	<p>お預入・お引出方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</p> <p>詳しくは後記「外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</p>
付加できる特約	ございません。
クーリング・オフ適用の有無	当該契約については、クーリング・オフ規定の適用はありません。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土日祝日および年末年始はお預入れ、お引出しができません。 ■ お取扱時間は、米ドル・ユーロ・オーストラリアドルの場合は午前10時15分以降午後3時まで、英ポンド・スイスフランの場合は正午以降午後3時までとなります。 ■ 一部店舗ではお取り扱いできないケースがございますので、事前にご相談ください。 ■ 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に、お預入れや払戻しに応じられないことがあります。 ■ 外貨普通預金の申込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
当行への連絡方法 (お問い合わせ先)	店頭、通帳・照合表記載の電話番号までお問い合わせください。

[外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場]

	お預入・お引出方法	手数料・金利等
お預入れ	円の現金でお預入れ 円預金からのお振替え	円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。 TTSレートは、TTMレート（当行公示仲値）に為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円、1英ポンドあたり4円、1スイスフランあたり90銭）を加えたレートになります。 ただし、預入時の金額が10万米ドル相当額以上となる場合の適用相場は、市場実勢相場をもとに当行で決定する相場を適用します。
	外貨現金でのお預入れ	外貨現金売買手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり2円50銭、1オーストラリアドルあたり7円、1英ポンドあたり8円、1スイスフランあたり3円）がかかります。 ただし、補助通貨（硬貨）についてはお預入れいただけません。
	ご本人の外貨預金からのお振替え	同一店内に保有するご本人名義の口座間のお振替えは、手数料がかかりません。
	到着した外貨送金でのお預入れ	個人の場合はかかりません。法人の場合は、当行所定の被仕向送金手数料のほか、外貨取扱手数料（お預入れになる金額の1/20%（最低手数料1,500円））がかかります。
お引出し	円の現金でのお引出し 円預金へのお振替え	外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。 TTBレートは、TTMレート（当行公示仲値）から為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円、1英ポンドあたり4円、1スイスフランあたり90銭）を減じたレートになります。 ただし、引出時の金額が10万米ドル相当額以上となる場合の適用相場は、市場実勢相場をもとに当行で決定する相場を適用します。
	外貨現金でのお引出し	外貨現金売買手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり2円50銭、1オーストラリアドルあたり9円、1英ポンドあたり8円、1スイスフランあたり4円）がかかります。 ただし、補助通貨（硬貨）についてはお引出しいただけません。
	ご本人の外貨預金へのお振替え	同一店内に保有するご本人名義の口座間のお振替えは、手数料がかかりません。
	外貨でのご送金にご使用	当行所定の送金手数料のほか、外貨取扱手数料（ご送金金額の1/20%（最低手数料1,500円））がかかります。

- 上記手数料には消費税等はありません。
- 米ドルの被仕向送金をオーストラリアドルの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります。

(2026年4月1日現在)